

徳川寺社領朱印状の様式変遷と朱印地開発

齋藤 夏来

はじめに

民衆社会から隔絶した高みに立ち、長期にわたる統治を実現したとみえる徳川將軍は、なぜ一方で、京都や奈良などの大寺社領だけでなく、徳川氏の直轄的基盤である関東、東海、畿内を中心に、零細な寺社領にいたるまで、主として朱印状^①の膨大な発給をもつて、その存在を保証したのだろうか。高い権威を誇ったはずの徳川將軍直々の発給文書が、近年の自治体史編纂事業等で地方文書と一括して収集され目録化されてもさほど違和感はなく、内容は定型的で関心が向けられにくいのだが、実はそこに、徳川將軍という存在を理解する上で、これまで見過ごされてきた重要な手がかりがひそんでいないだろうか。

徳川寺社領朱印状に関わる先行研究は、①朱印状そのものの様式等に関する古文書学的検討、②寺社領朱印状の発給側の政策的意図に関する検討、③寺社領朱印状を受給する地域・寺社側の検討、に三大別できるが、まずは①古文書学的検討の推移をおさえ、②③は行論上適宜ふれてゆきたい。

徳川寺社領朱印状の様式上の原型とされる室町將軍御判御教書について、佐藤進一はAとEの五様式を挙げた^②。このうち、徳川寺社領朱印状では、以下の三様式を認め得る。

A (本文) ……

……………状如件

年月日 (花押)

某殿

C (本文) ……

……………状如件

年月日 (花押)

D (本文) ……

……………状如件

年月日

官途 (花押)

佐藤は、Aが最も丁重、Eが最も尊大な様式であるとする。中世の支配文書の様式が、当事者間で授受されるとは限らない官司文書に由来する下文様文書から、当事者間で授受される書札様文

書へと推移するという大局観のもとで、厳密にはAのみに該当する授受当事者間の札の厚薄という概念をもって、下文様文書に属するC、Dも一括した見解である。

室町將軍御判御教書から、徳川將軍発給の武家宛（正字は充、以下同）領知判物・朱印状、寺社領朱印状および公帖への展開について、もっとも継続的かつ積極的に発言しているのが上島有である。上島は、文面上の書式だけでなく、包紙や折り方といった形態面を重視し、AとDとの混淆、とりわけ、Aの書札様文書に、包紙や折り方など、本来Dに属する下文様文書の形態が持ち込まれること、つまり、A書札様文書にD下文様文書の機能も合わせ持たせようとする志向が、形態上の観察により見て取れるとする³。徳川將軍の発給文書に関する大野瑞男や藤井讓治らの専論も、文面の様式分類においては、Aを中核とした上島説に依拠している。藤井の膨大な作業によると、武家関連の徳川領知判物・朱印状はもっぱらAであるらしく、また家綱期にいたり、実質的に所領安堵であつても「充行之訖」の文言が入ると指摘されたことは、重要な成果である⁵。

他方で、上島が力点をおく文書の形態に関わる包紙のウハ書について、豊臣秀吉文書からの継承を重視しつつ、書札様文書という宛名にあたる上島との間で、若干の応酬があつた。応酬の過程で上島は、秀吉文書には基本的に見受けられないDが、寺社領朱印状

において重要な位置を占めていることを藤井説は見落としていると批判している⁶。しかし上島の検討も、実質的には長くAに集中してきたのであり、現在文面を確認できる家康発給の寺社領朱印状に関する限り、AでもDでもないCが最多を占める事実について、両者とも言及はない。

徳川寺社領朱印状において、実は書札様文書のAよりも中核的な位置を占めるCDなどの下文様文書の特徴については、鎌倉幕府御家人の総意を示す文書として成立したという下知状を中核にすえて、宛名・宛所の消滅過程につき佐藤説を修正した近藤成一の見解もふまえつつ、ここでは富田正弘の見解を確認しておきたい。その要点は、CDの花押は、Aの差出書としての花押や、公式様文書の解や符の所定の位置に記される差出書とは異なり、「音声や事実の記録を厳密にする処置」つまり「位置」として区別すべきこと、総じて、下文様文書へとつながる公式様文書は、「伝達機能が後退し記録に重点をおくようになる」こと、である。徳川寺社領文書の場合、位や官は略されることも多く、本稿では以下、「位置」を含め署判と記す。ついで富田も上島と同様に、真書（楷書）体、油煙墨、花押の使用など、書札様文書を下文様文書に近づける形態上の要素に注目する。その点で、CDについても佐藤説以来のように、書札様文書の観点から扱うことには一理ある。しかしたとえばDについて、授受当事者関係に関する書札様文書の理解に即して、Aよりも薄札とするだけでは、上

表

※3 (D3)には、浅間領、石清水八幡宮領など、冒頭に寺社名を有する若干の例外を含む。

| 寺社名を本文中に含む | 佐藤A型 (書札様・日下 →宛名あり) | | 佐藤C型 (下文様・日下 →宛名なし) | | 佐藤D型 (下文様・奥上 →宛名なし) | | |
|--------------|---------------------------|------|---------------------------|-----|---------------------------|------|------|
| | | | | | | | |
| 寺社名を本文中に含む | 1 (寄進) 寺社名…国名…貫石高 | A1 | 83 | C1 | 354 | D1 | 536 |
| | 2 国名…寺社名…貫石高 | A2 | 87 | C2 | 55 | D2 | 1131 |
| | 3 国名…貫石高…寺社名進止収納* | | 0 | | 0 | D3 | 952 |
| 寺社名を本文中に含まない | 4 (当) 寺社 (領) …国名…貫石高 | A4 | 666 | | 0 | | 0 |
| | 5 国名…貫石高 | A5 | 211 | | 0 | | 0 |
| | | 1047 | | 409 | | 2619 | |

島も着目したように、この様式が久能山領など、徳川将軍にとって重要な寺社領で用いられた意味を捉えにくくする。

表は、徳川将軍（家康↪綱吉期）の寺社領朱印状の様式分類案と、これまでに収集分類し得た点数とを示している⁹⁾。縦軸で佐藤説に基づきA C Dの三様式、横軸で寺社名が本文中に示されるか否かを大別した。さらに、徳川氏の土地把握の基本的な枠組みである国名・貫石高と寺社名との記載順に基づき、1↪5の細分を試みた。このほか目録形式や、国名・貫石高の記載を欠く諸役免許状類、あるいは境内地のみ事例もあるが、目録形式よりは書札様、書札様よりは下文様の方がより正規の寺社領朱印状であり、家康から家綱期にかけて、国名、貫石高

を明記し、様式は下文様の朱印状が大勢を占めるにいたるとみて差し支えない。

主に問題となるのは、家康期のC1からD1への推移、秀忠期におけるA4 A1の多用、家光期・家綱期におけるD2 D3の創出である。

一、奥上署判・捺印を憚る——記録としてのC1——

家康による寺社領付与は、三河の大名時代から個別的に行われており、天正九年（一五八一）には一斉発給も行われているが、上記分類の基準とした国名や貫石高の記載をおおむね欠く。私見では、国名も貫石高も記載された家康による定型の寺社領朱印状発給は、判物だが天正元年十二月の遠江寺社領から始まり、様式はA2である。ついで天正十年十二月付で、家康は甲斐法華寺領を付与しており、朱印状か判物か不明だがA5である。さらに同寺を含む甲斐の寺社領には、天正十一年を中心に、A2の朱印状が一斉に発給されている。法華寺の事例¹⁰⁾からみて、家康はA5の様式を適宜用いつつ、本文中と宛名とに重複して該当寺社名が現れる点では変則的なA2の様式をもって、正規の寺社領朱印状としたらしい。なお、この時期の徳川領国下の寺社は、五十分一役の徴収対象となるなど給人の扱いであった¹¹⁾。A5であれA2であれ、この時期・地域の寺社領朱印状は、授受当事者同士でやりとりされる二者関係の形成にふさわしい書札様文書をもって発給されていたの

である。

こうした状況を一変させたのが、天正十九年十一月付で武蔵、相模、下総等の寺社領文書として大量に発給され、現存する家康発給の寺社領朱印状の様式で最多を占めるCIである。次にその一例を掲げよう。¹²⁾

寄進 成身院

武蔵国那賀郡中沢郷之内拾石事

右令寄附畢、殊山林寺中可為不入者也、仍如件

天正十九年 辛卯十一月日

御朱印之表如此御座候キ、御朱印ハ廿六年以前巳ノ年炎上仕候、拾石之所ハ、於尔今寺納被仕候義、紛無御座候、為其如件

寛永拾九年 壬潤九月廿七日

小平村

根岸又兵衛

清水内蔵助

根岸孫右衛門

新美久左衛門殿

寛永十九年（一六四二）段階で、小平村の百姓らが領主・代官に提出した写とみられる。家康の朱印状の写は、署判・捺印を欠くが、原本はおそらく折紙、付年号、日下に朱印があったはずである。本文構成は同じながら、格の高い寺社については、豎紙、

書下年号、署判の判物が並行して発給されている。一見すると、単に宛名を欠落させた尊大な書状とみえやすく、ほとんど関心の対象になってこなかった様式だが、日下の家康の署判や捺印は、果たして書札様文書という差出書にあたるのだろうか。

家康がこうした特異な朱印状を大量に発給した背景には、いまでもなく関東への移封という事情がある。鎌倉幕府への敬慕で知られる家康が、関東の古寺社に伝わる鎌倉幕府以来の古風な文書様式に接し、模倣踏襲したという事情も考えられる。しかしそれ以外に、授受当事者間でのやりとりを前提としない文書様式で表される統治のあり方への関心もあったのではないか。端的にいつて、右に例示したCIの武蔵成身院領朱印状写は、「実質的な宛名」ですらない村方百姓から提出されているのである。そうした観点から参照したいのが、同時期に秀吉から指令が出ていた御前帳徴収への対応である。

一部の鎌倉の有力寺社の場合、すでに秀吉配下が指出を徴収しており、そうした諸寺社の「当知行」安堵を明言する天正十八年八月付の秀吉朱印状は、「国並検地之上、出分共ニ可有領知」と記す。¹⁴⁾ その検地を担ったのは、家康配下の伊奈忠次や彦坂元正らで、円覚寺領の場合は所領の移動があったらしく、おそらく秀吉の認める「当知行」に即した土地が引き渡されている。¹⁵⁾ その結果として発給されている家康の円覚寺領朱印状（CI）は、秀吉に対する復命という意味を帯びるだろう。同様の朱印状の発給から

「拾ヶ年余」のちに、彦坂元正は「鶴岡領」の「実高不足」を申告され、「驚人」^⑮っている。家康寺社領朱印状の高と、寺社側の当知行認識との齟齬は、豊臣政権への復命に齟齬する事態だと意識されたのではないか。そうだとすれば、CIとは、家康と該当寺社との授受当事者の間でやりとりされれば済む文書ではなく、秀吉の参照が予測される文書だったと考え得る。

秀吉から直接当知行安堵の指示はなかったその他多数の寺社領の朱印状群も、同じくCIの様式である。文禄二年（一五九三）正月までには済んでいたらしい御前帳徴収への対応^⑯に連動していたとすれば、やはり秀吉に対する復命、つまり各国ごとにとまとめられる御前帳貫石高の積算根拠という意味を帯び得る。さらに、これら朱印寺社領すべてで検地の実施を確認できるわけではなく、また検地の実施を確認できる事例についても、必ずしも朱印状発給以前ではない事実に注目したい^⑰。そのうち武蔵東国寺領や上野鳳仙寺領などでは、検地奉行らが家康の朱印状を明確に参照している^⑱。寺社領朱印状は検地の裏付けがなくとも、それ単独で、御前帳貫石高の支証としての効力を有したと考えられる。

では、こののち慶長期にかけて関東で検地が進められる過程で、家康配下の検地奉行らが朱印状の取得を該当寺社に約している書状類は、どのように解釈できようか。たとえば、同じく武蔵国橘樹郡稲毛庄泉沢寺、山王、小机大禅寺^⑲には、文禄四年十二月の同日付、ほぼ同文で、朱印状の取得を約する検地奉行らの連署

状が伝わる^⑳。しかしそののち泉沢寺領や大禅寺領の朱印状が出た形跡はない。他方、山王領については、四年後の慶長四年（一五九九）二月付の家康朱印状写が存在し、同月、同様式の朱印状発給が、ほかに武蔵と相模の少なくとも四寺社領について確認できる。写本で宛名が誤脱したとすれば、すべて書札様文書（A2）である。これらの寺社領朱印状は、検地奉行の申請とは無関係に出された可能性も考えられるが、いずれにせよ家康と寺社との二者関係として、個別的事情に基づいて発給された様式を取る。三河普門寺領に関する慶長八年九月の家康朱印状（D1）の場合、前年六月の伊奈忠次書状^㉑が認めた三五石ではなく、おそらく同書状の言う「重而様子被届聞召」た結果、百石の朱印高となった事実も、検地とは異なる判断が働いた実例として参照しておこう。

いわゆる近世寺社領の多くは、知行地というより検地の結果設定された除地であり、その一部が朱印寺社領となる場合もあった。しかしそれは、朱印寺社領全体における部分的、個別的な存在であり、検地奉行らの申請は、必ずしも朱印状の発給には結びつかない。むしろ家康は、検地に先行して、膨大な零細寺社領を指出に基づき安堵するという方法で、遠江や甲斐など新領国把握の端緒としてきたのであり、関東の新領国では、それが御前帳作成の根拠という重々しい目的と結合したために、CIという特異な様式の寺社領朱印状の大量発給となって現れたのである^㉒。

あらためて注目したいのが、家康の日下署判・捺印の持つ意味

である。鎌倉の古寺社伝来文書等で家康も目にしたであろう鎌倉將軍家政所下文における低位者の日下署判と高位者の奥上署判、

その応用例の一つというべき文明七年（一四七五）十一月付の「周防水上山興隆寺法度条々」における奥上の「従四位下行左京大夫多々良朝臣政弘」と日下の「備中守弘綱奉」との連署の事例などを、ここで想起したい。つまりCIで家康が日下に署判・捺印しつつ、宛名を記入すればたちどころに当時一般的な書札様文書に転じるかにみえるが、あえてそうしなかったのは、大胆にいえば、秀吉が奥上に署判・捺印し、家康とともに関東寺社領につき「事実の記録を厳密にする処置」をとることに備えてみせたのではなかろうか。その当否はともかく、検地によらなくても、寺社領貫石高の「記録を厳密に」して、秀吉や検地奉行だけでなく、先に例示したように、現地の百姓らの参照にも備えたものが、CIの寺社領朱印状だと考えられる。

天正十八年十二月付、秀吉発給の龍潭寺領朱印状²⁵の場合、宛名がなく、写の誤脱でなければ、秀吉の寺社領文書としては珍しい下文様文書といえるが、朱印は奥上でなく日下に捺されている。実はこうした日下宛名なしの下文様文書による寺社領寄進書類は、他の大名等にも発給事例があり、そこに奥上への特別な意識は見出しにくい。しかし慶長期以後の動向を見るならば、家康以下の歴代徳川將軍は、寺社領朱印状の奥上署判・捺印について、相当に意識的であったように見受けられる。節を改めよう。

二、奥上署判・捺印を図る——D1とC2との往来——

関ヶ原の戦いを経て、家康が支配を回復した駿河、遠江、三河などでは、いわゆる家康の五か国総検地、秀吉の検地などが相次いで行われていたが、秀吉は家康の旧領時代、家康は秀吉の検地結果を基本的に踏襲している。検地の実施を確認できない地域に朱印寺社領が展開している事実もふまえるならば、検地が後世の伝承などで言われているほどに、寺社領のあり方を左右したとは考えにくい。そのことを確認したうえで注目したいのが、この時期、この地域に出された家康の寺社領朱印状の主要様式が、CIからD1へ、つまり署判・捺印の位置が、日下から奥上に変化している事実である。こうした奥上署判・捺印は、足利義満が用いた「尊大な形式」が前提とされるが、妥当だろうか。

家康は関ヶ原の直前、慶長五年五月に、石清水に対し豊臣方への「挑発」ともいわれる朱印状を発給し、関ヶ原の直後、興福寺、高野山、相国寺などに対し、それぞれ定式外の寺社領関連文書を発給している。しかしもっとも注目すべきは、奥上署判・捺印Dの発給開始である。すでに天正九年十二月六日付、「小寺中」宛朱印状のなかに、原本墨消しのため判然としないが日付上捺印とみえる事例もあるが、国名、貫石高の記載も備えたD1の寺社領朱印状としては、次に掲げる信濃善光寺領判物が、おそらく初見である。

善光寺領、信州水内郡内千石余、永代令寄附訖、仏事勤行諸役人配当等、従前々如有来、可勤仕之状如件

慶長六年七月廿七日

内大臣（花押）

多少の異同を含むが、D1の基本構成は右の通り、寺社名、国名、貫石高の順に記載し、宛名はなし、奥上は、寺社の格などによつては右のように署判し、一般には朱印を捺す。朱印状のなかには、北条氏の虎印判状を思わせるような、日付の真上に朱印を捺す原本も伝わるが、並行して発給されている右のような奥上署判からの展開とみておきたい。

周知の通り、信濃善光寺の本尊は、信濃を攻略した武田信玄が甲斐へ、甲斐を攻略した信長が美濃へ、さらに秀吉が京都の方広寺へと遷座するが、それぞれの衰亡を早めたとうわさされている。一向宗を上回る民衆的信仰基盤を伴ったとも想定されており、まさに畏るべき信仰対象であった。家康にとつて重要な新様式の寺社領朱印状の発給は、管見の限り、將軍任官前に、信濃善光寺領において開始されたとみられる。

このうち家康は、D1の寺社領朱印状を、慶長七年六月以後、三河、尾張、遠江、駿河、あるいは関ヶ原に関する佐竹氏の処罰的移封後の常陸の寺社領について発給している。このうち三河や遠江などでは、そのうち慶長九年の検地、いわゆる辰之御縄が実施されている。そのなかには、三河菟足神社領など、朱印状の高を

上回る出目について「御蔵入」と記す検地帳も存在するが、例外的である。のちの幕府検地でも、「たとへ御朱印之面も多く候共、此方へ取申事二而無之」と表明されている³²。残存する慶長九年検地帳をみても、朱印高と同等か、それ以上の高を計上しつつ、後続の朱印状に記載される石高は家康の先判から変化しない事例が一般的である。では、朱印高より検地高の方が実態に即しているのだろうか。三河行福寺領の場合、辰之御縄の直後に、領主であるはずの行福寺が、検地帳の名請人から朱印地を買得し、以後明治期にかけて、水害等による移転も含めて、検地帳に記載された朱印地と実態との乖離を意識し続ける³³。朱印高であれ検地高であれ、現地の人為的、自然的要因による現状の不断の流動を抑えるような力はない。

ところでこの慶長前半期において、家康発給の寺社領朱印状をみてゆくと、側近閑室元倍が住持であった山城円光寺領の慶長八年七月朱印状はC1である。武蔵などの寺社領朱印状でもC1の発給が続いており、豊臣政権から与えられた領国だという意識の継続を示すかのようである。このうち慶長九年十一月付の武蔵清善寺領朱印状の場合、翌年の検地奉行伊奈忠次配下とみられる永田吉定の寺領打渡状に百姓の裏判がある³⁴。三河の寺社領朱印状でも、誤写を含むかもしれないが、若干のC1が存在するほか、鳳来寺領朱印状の場合、C2の発給がみられる。周知のとおり鳳来寺は、家康の出生を導いたとされる本尊薬師への信仰により、のちに家光

が東照宮を設営する特別な神社の一つだが、慶長三年十二月二十六日付で、家康を含む豊臣政権のいわゆる五大老が、近江三井寺などととも鳳来寺を宛名として、寺領を付与する連署状を発給している⁽³⁶⁾。その後、天正八年と慶長七年には、黒谷、大当、門谷などの地名を記す家康単独発給、七四六石の鳳来寺領判物・朱印状の写があり、後者は奥上官途朱印の所領目録である。他方、五大老連署状に基づく一三五〇石余の寺領は、家康単独発給の慶長八年十月付朱印状があり、こちらも写ではあるが、朱印は日下のC2であったらしい。つまりC2とは、天正十九年の武蔵等におけるC1と同様に、豊臣政権の構成員として、奥上に秀頼が署判・捺印する余地を残した寺社領朱印状だったのでないか。

慶長七年付の大和寺社領に関するC2の朱印状発給も注目される。これらは、徳川氏に対し訴訟主体として現れる「知行」主への対応という性格が色濃く、C2はD1と比較して、大和寺社領朱印状に特徴的な「鄭重な形式」だと指摘されている⁽³⁸⁾。西笑承兌の書状案の検討によると、これら大和寺社領にかかわる慶長七年付の朱印状類は、実際には慶長九年の発給であったと指摘されている⁽³⁹⁾。このように発給年次がくだるとするならば、大和寺社領朱印状におけるC2の意味も、下文様文書における三河鳳来寺領朱印状の流れをくむもの、つまり、豊臣政権の構成員としての署判・捺印という意味を認め得る。

実は、豊臣氏膝下の河内道明寺領の場合、慶長八年九月付家康

朱印状の原本がD1で伝わっており、「道明寺側からの独自の働きかけを受け、三河・遠江宛の便宜に発給された」かと考えられている。秀頼に奥上の余地を残していないともいうべきD1型が、豊臣氏膝下の河内で用いられており、目を引く。しかしこののちいったん、D1の発給は影を潜める。豊臣氏と徳川氏との対抗よりも、むしろ慶長十年四月に將軍となった秀忠への権力委譲こそ、寺社領朱印状の様式上の主題となるのである。

三、宛名を求められる——A1・A4の多用——

慶長十年（一六〇五）四月以後、元和二年（一六一六）四月にいたる大御所家康と將軍秀忠との併存期において、寺社領朱印状では新しい様式が目立ち始める。A1とA4とである。

D1と同じ本文構成ながら宛名を記すA1の初見は、管見の限り慶長十三年七月十七日付の延暦寺領判物写で、山門三院執行代に宛てている。同日付の目録は秀忠黒印状の原本が伝わることから、同日付のA1もまた秀忠の発給であろう⁽⁴¹⁾。その場合、八月八日付で出された同領判物写（A1）は家康の発給であろう。他方、「寺領」「当寺領」などの書き出しで目立つA4は、家康発給の慶長七年二月の三河隣松寺宛が突出して早い⁽⁴²⁾。ついで慶長十四年十月の山城鞍馬寺宛があるが、写本によって、家康の朱印であるか秀忠の黒印であるか、見解が分かれる⁽⁴³⁾。この時期にはおそらく、A1、

A4、A5の順で、正規の寺社領朱印状としての意味合いが重く、家康から秀忠への発給職掌の委譲はA1で図られる一方、A5では両者の並行的な朱印状発給を認め得る。総じて言えば、お互いに正規のものは相手が出すという発想にたち、自己の発給はあくまでも当座のものであるといわんばかりの書札様と黒印状との多用、これが大御所家康・将軍秀忠併存期の寺社領朱印状発給の特徴だと考えられる。

家康の死後、秀忠の寺社領文書は黒印状から朱印状に切り替わり、元和三年を中心に、寛永期にかけて発給されているが、書札様の多用は継続している。A4はおそらく、秀忠がもつとも多用した寺社領朱印状の様式である。これまでの収集点数を挙げておくと、A4一五九、A5六九、C1四五、A1二四、C2七の順となる。これらの様式をもちいて、秀忠は、かつて家康が地域と時期とによってかなり明確に使い分けていた寺社領朱印状の諸様式をどのよう

- に継承しているか、これも現段階での収集点数を付記してまとめると、
- A2 七四↓無六九、A2 A4各一
 - C1 二六七↓無九三、A4 六六、C1 一八、A1 三
 - D1 二二六↓A4 五四、無一七、A1 一五、C1 一三
 - C2 二七↓C1 九、C2 A4 各八、A5 三

となる。家康がA2を用いた甲斐寺社領に關し、後続の朱印状でも秀忠発給の先判記載がなく、無対応と分かる事例が目立つが、書

札様が当座の寺社領付与であるとすれば、無対応とA4継承との差は、さほど大きくはないのかもしれない。また、家康が朱印状を発給していない寺社領に対する秀忠の新規朱印状発給も、これまでに七九点を確認しており、その主な様式は、A5 四一、目録等一三、A4 一一、A1 七である。一見して和泉寺社など上方寺社に対する新規発給に力をいれたようだが、のちにみる家光の新規発給と比較すれば小規模である。

ここで論点としたいのは、以下の三点である。

第一に、秀忠使用の下文様文書が、ほぼC1に限られるのはなぜか。とりわけ、かつて家康が奥上署判・捺印のD1を発給していた寺社領についても、なぜ秀忠は下文様の場合、同じ奥上署判・捺印のD1ではなく、日下のC1で継承したのか。

大御所家康との併存期から秀忠が発給しているC1は、天正十九年の家康朱印状と同じく、寺社名、国名、貫石高の順に記す下文様文書だが、冒頭に「寄進」と記さないなど、完全に同一の様式ではない。言い換えれば、秀忠発給のC1が、家康のC1と同様に、奥上署判・捺印を秀吉に対し憚っていたとは、もとより考えられない。ではなぜ、秀忠は自らの朱印を奥上に捺印しないのか。現状では様式観察に基づく解釈にすぎないが、おそらくは、父家康に匹敵する地位の表明を回避、謙讓したのではないか。家康朱印状に対する継目朱印状について、当座の意味合いにとどめるかのように、書札様A4の多用で対応している点も含めて、秀忠の寺社

領朱印状発給は、家康を家長と仰ぎ続けるイエ的な発想をもって行われていたようにみえる。

実は秀忠が奥上署判・捺印で臨んだとみられる寺社領文書の事例が、誤写と考えられる事例を含め、若干ある。このうち、上島有も注目した元和六年（一六二〇）三月付の駿河久能山領⁴⁴や、武蔵星野山無量寿寺領の判物は、いずれも奥上署判である。前者は、寺社名、国名、貫石高の順に記載するD1だが、後者は国名、寺社名、貫石高の順に記載する家康期にはみられない様式で、後述するD2の初見となる。ただし原本の伝来は未確認で、写本によつては「従一位右大臣源朝臣」の署判を奥上でなく日下とする。その場合には、秀忠発給の所見が他にもあるC2に落ち着く。しかし同寺は、後続の家光朱印状⁴⁶で、「東照宮神前諸役」を務める特別な寺社と認められている。秀忠は、家康の寺社領朱印状に対する継目朱印状では、家康への遠慮から奥上署判・捺印を控えたが、東照大権現の祭祀に関わる寺社領文書については、最高権威者としての奥上署判・捺印をもって臨んだ可能性も残る。

第二に、秀忠の寺社領朱印状における主要様式であるC1とA4との使い分けは何を要因とするのだろうか。ここで参照したいのは、かつて板倉勝重も修行僧として所属していた三河龍田院の事例である。同院領朱印状は、家康D1―秀忠C1―家光A4―家綱D3と推移する。秀忠以後の様式変遷は、大和の寺社領や摂津四天王寺領などに類例がある。注目したいのは、龍田院住持とみられる林

清宛、慶長九年以後発給の板倉勝重書状で、「以来出家老人成共堪忍候様ニ、寺物ニ 御朱印并遣道具以下まで地下檀那へ引合候て書付可被渡候」と記されている⁴⁷。將軍と寺社との授受関係が重視されればA4、授受当事者以外の、たとえば「地下檀那」と記されるような、その寺社の存続を決定づける周辺百姓等の参照を強く意識するならばC1が、それぞれ用いられたのではないか。

第三に、他の歴代と比較して、秀忠期にA1の発給が相対的に目立つことに着目したい。A1の初期事例として、家康・秀忠併存期の慶長十三年延暦寺領家康・秀忠判物写、慶長十五年東寺領秀忠黒印状などがあるが、実はこれらをさかのぼつて、D1と同じ寺社名、国名、貫石高の記載順でありながら、宛名を有するA1とみえる事例がある。天正十九年十一月の香取大明神領朱印状写、慶長七年十一月の筑波山領朱印状写である。しかしとくに後者は、差出ではあり得ない奥上捺印でありながら、奥下に宛名であるかのように「知足院」と記しており、不審である。いずれも宛名を後補と考えれば、同時期、同地域の主要な朱印状の様式（C1D1）に落ち着く。このうち秀忠から、香取領はA1、筑波山領はA2など、いずれも書札様の朱印状が出ている。なお家綱期には、同日付の同じ三宝院宛ながら、醍醐寺領朱印状はA1、門跡領はA5の事例がある。同じ書札様文書であっても、A1の方がA2やA5より正規の寺社領朱印状としての重みを備えていたとみられる。

秀忠期に目立つA1への志向については、前後の時期にも類似の

動向がある。かつて小牧長久手の戦いを挟んで、家康判物・朱印状と秀吉朱印状とで所領内容が変転した尾張熱田大宮司領の場合、秀忠、家光は書札様のA1で対応し、下文様のD1へ転じた家綱も、同内容の熱田大宮司宛のA5朱印状を同日付で発給している。三河伊賀八幡領では、慶長七年八月に家康がD1朱印状を発したが、まもなく「柴田伊賀」宛のA5朱印状を発している。同宮は「東照大権現尊崇之異廟」であると記す寛永十一年（一六三四）八月の家光朱印状写も、本来は下文様のC2朱印状と目されるところ、宛名であるかのように「伊勢代」とあり、後補であろう。三河大岡白山領では、天正十七年九月付で三州碧海郡平田庄大岡の「御縄打歩測御帳」を作成している「中記」が、慶長六年二月の伊奈忠次書状で大岡郷神田の代官に任じられた「忠喜」にあたり、慶長九年の「三州碧海郡白山領大岡村検地帳」では、村内最大の二町二反余を有する有力百姓と目されている。実際に大岡村白山領の朱印状が出たのは慶安元年（一六四八）二月に下るが、その家光朱印状写をみると、本来は奥上朱印、下文様のD2とみられるが、署判・捺印の記載はなく、奥下に「長坂中記」とあり、後補の宛名であろう。

三河猿投社領の場合、朱印状の様式は、家康D1―秀忠C1―家光C1―家綱D1と推移するが、社僧側の記録をみてゆくと、元禄七年（一六九四）には「一御朱印頂載之刻、入候箱之書付、猿投宮与改度旨、兵太夫雖申之、数十年以往、猿投山と誌之、其上、御朱

印ハ本社之傍、石之櫃ニ納置、社僧・社家致相對之由申候、然は相障訳無之処、兵太夫申旨、不謂事」、安永九年（一七八〇）には「一御朱印虫干之節、随分氣を付居可申事、安永六年比、社家共方御朱印目印ノ付紙ニ白鳳寺と有候を、めぐり取、少々及口論候へ共、其俣ニ相成候」、天保八年（一八三七）には「社人共申合、前々方 御朱印御包紙ニ御張紙ニ而白鳳寺与御記有之候ヲ不快ニ存」という動きがみえる。本来は誰に宛てられたのでもない朱印状の外装に手を加えることで、社僧と社家とが、いわば自己に宛てられたものだと主張しているのである。しかし実は周辺百姓の支持こそが、朱印状の受給を左右する要素ではなかったか。安政五年（一八五八）八月に中泉代官所で行われた朱印改の際に、猿投社から朱印守護を命じられた道筋村のうち、四郷村庄屋は、社家の武田甲斐が惣代であるならば「道作御馳走之儀、御断申上度」と述べており、目を引く。

文化八年（一八一）の三河粟代村八幡宮神主訴状下書は、「御朱印者觀喜寺江預来候」ところ、「觀喜寺自分江奉頂戴候と取拵、作人之内由右衛門・新兵衛一同馴合、以来八幡宮者勿論、御年貢金共可奪取工ミ」を企てていると主張している。しかし三河粟代村八幡宮領の朱印状は、これまで文面を確認できていないが、神主宛であった可能性は低いだろう。朱印状、朱印地とも、歡喜寺のもとで、作人らの支持（馴合）を生み出す文書として機能することの方が、むしろ宛名を記さなかった発給者側の期待に

も合致していたのではないか。

以上、三河の事例を中心にみたが、武蔵国比企郡観音堂領の朱印状についても、同様の駆け引きが存在したらしい。³⁸⁾ 秀忠朱印状に目立つAIは、とりわけ神社領名と合致しないことの多い社家の宛名明記志向に応じたものである。しかし歴代將軍の朱印状発給の基本的な意図・志向は、宛名を明記しない下文様の朱印状をもって、歓喜寺のような存在の出現と、そのもとの「作人馴合」を導き出すことだったのではないか。無住という事情によるものではあれ、寺社領朱印状が明らかに「村役場ニ預置」かれていた事例³⁹⁾のあることも特記しておく。

四、開発に乗り込む——D2・D3の拡充——

家光は秀忠の死後、寛永十年（一六三三）の四月から継目の寺社領朱印状を発給しはじめが、十三年十一月からは「先判」でなく「先規」に基づく新規の寺社領朱印状発給も開始し、そのうち七四一点の文面をこれまでに確認している。他方、家綱の寺社領朱印状発給は、若干の個別的な例外はあるが、周知のとおり寛文五年（一六六五）七月十一日付の一斉発給を特徴とする。また、「先規」などに基づく新規発給もあるが、管見の限り四三点にとどまり、新規発給を主要な特徴とする家光期からは一変する。家綱期の同年三月の周知の触れは、事実上家光より朱印状を

受給し始めた寺社領について、五〇石以上または「一宗之本寺」について継目の朱印状を発すると記す。しかし重要なのは、末尾に「紙面之外は、重て可為御沙汰」と記されている事実である。その内実はどのようなものであったのか。

家光、家綱の寺社領朱印状の様式について、これまでの収集点数を付記して上位四種を挙げると、次のようになる。

家光：D2五九二、A4三六五、C1 三九、D1二七

家綱：D3七七八、D1三一九、D2一九五、A4八九

注目は、第一に、家康期以来のD1の本格的発給である。家光発給のD1の大半は寛永十九年七月付で、秀忠先判はなく、家康先判がある場合も含め「先規」に基づき発給されている。他方家綱は、秀忠や家光がC1あるいはA4で継いでいた寺社領朱印状について、もはやC1を用いることはなく、一部A4を併用しつつも、家康と同じD1で発給することを憚らなかつた。つまり家綱は、家康をいわば家長と仰ぎ続けるイエの枠組みから脱却し、家康に並ぶ国制上の地位にあることを、ようやく示し始めたのである。

第二に、D2は先述のとおり、星野山無量寿寺領に関する秀忠発給の寺社領朱印状が初見かもしれないが、家光の初見は正保三年（一六四六）十月の甲斐本遠寺領朱印状で、「依為養珠院禪尼菩提所、新寄附」という特別な事情を記す。⁴⁰⁾ 家康側室お万の帰依僧で、不受不施派に対峙した日遠の開創寺院に対する寺領朱印状であり、家光は新規様式の創出という意気込みをもって臨んだので

あろう。ついで同年十二月に、星野山無量寿寺領⁶⁴と久能山領⁶⁵について、後者は父秀忠のD1から改めて、D2で継いでいる。このうち遠江般若寺領⁶⁴や三河豊川弁才天領⁶⁵など、家康や秀忠の先判が絡む若干例もあるが、D2のほとんどは、家光が「先規」に基づき新規に発給した多量の寺社領朱印状に用いられてゆく。

第三に、家綱期からみえるD3は、本文で国名、貫石高を記し、ついで寺社名を挙げてその「進止」「收納」を容認するという体裁で、D1 D2と比較して、国名や貫石高に対し寺社を従属的にとらえる新規の様式である。家綱は、こうした新しい様式・觀念の朱印状をもって、家光以前の寺社領朱印状をどのように継いだのだろうか。家光の主要様式であるD2、A4に絞って主立った推移を提示すると次のようになる。

D2 五九二↓無四〇〇、D2 五四、D3 二〇、D1 三
A4 三六五↓D3 二四七、D1 三一、A4 二七、D2 八

一見して家綱は、暫定的な書札様文書である家光のA4朱印状については、主としてD3の下文様文書にきりかえる一方、下文様文書である家光のD2朱印状については、D3への変更にもD2での継承にも慎重であったと読み取れる。つまり家綱政権は、家光政権の新規の寺社領朱印状発給について、条件を満たさないものを否定したわけではなく、正規の下文様文書の継承は、おおむね次の綱吉政権まで保留されたのである。

では、家光期から家綱期にかけて、寺社領朱印状が目立った増

減を示したのはなぜか。先行研究⁶⁶は、本末改めや郷帳の作成といった政策意図を指摘するが、むしろ家康期以来の寺社領朱印状に対する膨大な需要を想定すべきであるし、その需要の内実を、一部の寺社に対する特権付与と理解するだけでは、零細寺社領も含めた膨大な発給の全体像を捉えがたい。焦点は、本来信仰の営みでもある土地開発と、それに伴う矛盾の発生との関わりにあるのではないか。そのような展望にたち、以下おおむね時代順に、三河の事例を中心に新知見をいくつか提示し、他地域の事例を含め先学の検討がある場合、史料提示は先学⁶⁷に依拠しつつ、事例の再評価を試みる。なお各寺社領ごとに、家綱に至る歴代朱印状の様式変遷を（）内に付記し、発給の事実はあるが文面を確認できない場合は「未」と表記する。

武蔵山本坊領（無無A4 D1）の場合、文禄三年（一五九四）とみられる十二月二十九日付、大久保長安・伊奈忠次の連署状は、「西戸之郷永田五反之処出置候間、をこし可被申候、但得 御意可申付候」と、山本坊による開発を期待している。ついで、寛永末・正保初期とみられる山本坊宛四月十五日付、幕府代官天羽景安書状⁶⁸は、家光朱印状の発給を目前に控え、大久保や伊奈の検地対象とはならなかった「河原」の扱いについて、「郷中脇々申分ニ致候得者、貴様も我等も公儀方無念ニ可思召候」、つまり、周辺の郷々から異論ができれば我々の「無念（失態）」になると述べる。そして、諸村の名主から同意（手形）を取るについて

は、代官自ら行ってもよいが、「貴様御ため二候間、御手前右御取可然候」つまり、山本坊が行うべきとする。開発の余地がある河原の帰属について、幕府代官は自ら説得に乗り出すのではなく、まもなく朱印寺社として認められる山本坊の百姓説得の成否に委ねようとしたのである。

大和長岳寺領（C2未A4D3）の場合、慶安三年（一六五〇）十二月の同寺訴状がある。「柳本村より（中略）新儀二木を切取」という開発的動向があり、当初柳本藩へ訴え出たようだが、「柳本代官衆」は「左様之義者百姓と相對二仕候へ」と述べたらしい。そのため訴訟を引き受けた奈良奉行中坊時祐は、柳本藩に対し、「領分之儀二候間、相済儀二候ハ、被申付尤候」と訴状に裏書している。政権に裁許を求め依存する傾向、つまり知行主としての性格が強い大和の朱印寺社らしい特徴を示す。しかし同寺領を領内に抱える柳本藩代官は、武蔵山本坊に関する幕府代官天羽と同様に、地域の開発余地について、長岳寺は独自に地域の百姓と交渉し説得すべきだと述べたのであり、それが実際にも朱印寺社の果たすべき務めだったと考えられる。

三河慈広寺領（無無D2無）の場合、おそらく元禄二年（一六八九）にあたる巳の十二月付で、寺領中宇利村の八兵衛が、慈広寺隠居の高山伝虎宛で、「懺悔之願書」なる文書を作成している。⁷⁰内容は、慶長九年（一六〇四）の検地帳と齟齬する八石の「出高」のうち、「田高三石四斗三升式合ハ先祖右我等共代迄押領」

してきたと「親」たちから聞かされ、「余り恐敷存相談致、古荒高二引かへ御物成上納仕候間、拙者共押領不仕候様ニ致候、其以後、幸 御朱印高不足御座候故、慈広寺領ニ仕置候事」と記す。このほか、近隣の朱印寺社である富賀寺領などの「不足」についても述べられているが、朱印高と現地とが一致しないのは通例である。おそらく八兵衛らは、紛争や緊張の要因となりかねない開発地について、仮に「古荒高」とみなし凌いできたが、「先祖の押領を懺悔する」という名目で慈広寺領としたのである。そのような厄介な土地の解消先となる「朱印高の不足」の存在を「幸」と記しているのはとくに興味深い。百姓側における朱印寺社領の需要を示す事例だと考えられる。

三河花岳寺領（無無D1）の場合、朱印状以前の寛永五年（一六二八）の検地にもなう「打出」が、旗本吉良氏の蔵米をもつて補填されるなど、武家領主への依存がめだつ。しかし正徳五年（一七一五）頃かとみられる二月十日付の同寺「口上之覚」によると、複数の現地有力者が先祖菩提のため扣山を花岳寺へ寄進することに、近隣の百姓が反対していたらしい。理由について同寺は、「百姓方奉存候者、手前御朱印山並ニ御座候間、末々一所ニ茂罷成可申様ニ存候歟」と推測している。隣接する未開墾地を併呑してゆく主体となり得る朱印寺社の存在が、近隣百姓の警戒対象となっていた様子を示す。

三河妙昌寺領（D1A4A4D3）の場合、享保二十年（一七三五）

に朱印山が寺領鑿山村の百姓に「預」けられ、「随分大切ニはやし立、面々之薪を皆々村堺ニ而取」ることとされた。のちこの朱印山は妙昌寺により「取上」となるが、親類の退転に及ぶとしてこれに異を唱えた隣村の百姓佐兵衛が、鑿山村役人を相手取り文化九年（一八一二）に幕府へ訴訟している。佐兵衛によると、「仮ニも地頭所之事」であるから妙昌寺の決定に異を唱えることなどできないと鑿山村役人は述べるが、「地頭所とハ乍申御出家之事故、村役人共ニ任せ置候義、殊ニ近年入院被致候得ハ、前々之義可存居筋無之」「御出家故地方等之義相弁へ不申候処、相手之者共種々謀計申立」と指摘する。実は佐兵衛の鋭い指摘のとおり、当初は「拙寺」を主体とし、のち鑿山村役人を主体とする書き換えの跡が判然とする反論書の下書きが存在する。村方が自ら朱印社社の名を以て、山地の開発にともなう矛盾の解消を図った事例といえよう。

尾張雲興寺の場合、国境をまたいで寺院は尾張に、寺領（D1 A4 A4）は三河に所在した。同寺の記録によると、安永三年（一七七四）から翌年にかけて、雲興寺は同寺領三河国加茂郡本徳村に近隣より「侵込」があったとして、「御朱印領少々ニ而も闕候而ハ、東照神君江申分ケ茂無之」という理由で尾張藩役人の立会を求め、「境内胡乱なる場所尽ク御改、笹を引セ被置候」という信仰儀礼が行われる。さらに雲興寺は、本徳村が「困窮村ノ事なれハ早速取懸リ不致、其分ニ差置候へハ追々侵込ニ候ニ付、不得

徳川寺社領朱印状の様式変遷と朱印地開発（斎藤）

止此度堺目笹入田地之続ニ畑新田少々切興させ候」とあるように、紛争地の開発に踏み切る。これに対し、相手村方から「猿投社家方之内名古や御家中江縁有る方を頼ミ内達」をうけた尾張藩役人は、雲興寺に対し、「今般寺領ニ新田御開き候哉、其様子如何底之事情哉、先達而役所へ茂御達候而、開田事ハ差図受可被成筈之処、案内もなく被仰付、其様子権柄らしき取扱様子ニ相聞候、依之奉行衆無心元被思召」「兎角寺方ハ彼是指図ケましき挨拶ハ無之方宜候、百姓互ニ申儀ハ其分ニ相濟候共、寺方挨拶御座候儀ハ格立候間、随分事穩密ニ相濟候様ニ役所ニ而茂被存候、併相村地頭方江戸御屋敷江頼候筋ニ茂相成候而ハ六ヶ敷候間、左様ニ御心得可被成」と異見する。しかし雲興寺は、「先年御見分場所被侵取候様堺目より」「シ差扣へ開発致候、此儀ニおいて如何様之不調法相成候共夫ハ不苦候、此上御朱印領之内他領方（不脱力）被侵込様ニ御威光宜敷可奉願候」と述べ、尾張藩の「威光」を利用はするが、畏れてはいない。家綱期にいたつてもなおA4朱印状を受給し、將軍発給文書の宛名となつてゐることから来る強気ともいえようか。村境など帰属曖昧な土地が不断に発生する状況につき、紛争は百姓相互の問題にとどめるべきだという武家領主の消極姿勢とは一線を画し、笹引など信仰儀礼の力も借りて、いわば誰のものでもない天地自然の開発という始原に立ち戻ること、半ば強引に対立の解消を図る朱印社社の姿を示す。最後に、出羽の朱印寺社愛宕権現社別当宝幢寺領（無無A2 D2）

にかかわる文久期の山論の事例をみたい。⁽⁷⁶⁾この山論は、いったん評定所の裁許で決着がつけられた山野の進退につき、これを覆し得る朱印寺社宝幢寺に頼る動向が生じ、同寺隠居の朝海も積極的に関与したらしい。しかしそのことが、相手方において「寺領を恨」む動向を生み、また寺を頼ったはずの訴訟方においても、「万端宝幢寺江任置候儀」「私共江御引合之義御断」といった発言や、訴訟から離脱する動向などを生じさせている。その結果、相手方も争論について、訴訟方への批判を回避しつつ、「宝幢寺隠居長海与申者者、身分ニ不似合、公事好」と非難するに至る。

実はよく似た物言いの史料がある。天保三年（一八三二）の記録であるが、村方で実態がなくなっていた朱印寺領について、その確認と回復とを求めた三河隣松寺の住持に対し、幕府代官が「出入ヶ間敷義ハ御出家至極御上手ニ御座候得共、御出家之道ニ者相応不致候」と「口荒」く不快感を示したというのである。⁽⁷⁷⁾尾張雲興寺や出羽宝幢寺の事例にも似て、朱印寺社とは自身の利害を貫徹すべく、積極的に、半ば強引に現地介入し、無用な「公事」や「出入」を招く厄介な存在だという通念が存在したかのようである。しかしながら、あらためて宝幢寺領の事例に立ち返って目を向けたいのは、訴訟方、相手方とも、開発にともなう矛盾を、朱印寺社の意向によるものとしていわば責任転嫁していること、つまり重要なのは、そうした責任転嫁を通じて、相互の決定的な対立を回避、解消している点である。將軍の朱印状は、朱印

寺社の利害貫徹に資するだけでなく、朱印寺社が開発にともなう矛盾に積極的に関与し、矛盾にともなう憎悪を一身にひきうけてもなお、その寺社領は保全されるべきことを、地域の代官や百姓に命じる文書でもあったのである。

おわりに

山野河海は「寸土尺地」を残さず検地によって把握され、祈禱や学問などなんらかの「役」を果たす場合にのみ、寺社領は分かち与えられるとする秀吉ら天下人の揚言はたしかに強烈である。

しかし三河行福寺領の具体例に示されるように、検地で把握されたはずの土地の人為的、自然的な流動は免れがたい。徳川寺社領朱印状のなかには、有力寺社を中心に「役」の論理で与えられた事例もあろう。しかし発給対象となった大半の零細な朱印寺社領の場合、検地などでは把握しきれない土地開発の進展と、それに伴う矛盾の発生とに関連して、必ずしも宛所ではない百姓らの参照に適した最高権力者の発給文書、つまり奥上署判・捺印のD様式の拡充をもって広範に成立するというのが、本稿での主張である。冒頭の分類でいえば、書札様の方が鄭重で格上であるという理解は通用せず、下文様こそ寺社領朱印状の正規の様式であり、国土や貫石高は寺社領の構成要素であるのか(D1)、逆に寺社領が国土(D2)や貫石高(D3)の構成要素であるのか、そのような

觀念的な区分を根底にすえた寺社の格式が示されているものと考えられる。史料上の明証をまだ得ていないが、正保期以後のD2 D3による寺社領朱印状発給の展開は、寛永大飢饉後の農村復興に端を発するかも考える。

もとより近世の開発やそれにもなう紛争のすべてに、朱印寺社が関わるわけではない。朱印寺社領としての朱印地は、小規模で絶えず荒地化する農地、境界的な山地など、自然界と人間界とを往復し続ける流動的な土地である場合が多いように見受けられる。尾張雲興寺など、そうした小規模な現場に能動的、主体的に関わる朱印寺社は、主観的には自己の利害貫徹をめざすと同時に、客観的にはそうした土地開発がらみの解決困難な矛盾をひきうけるのであり、各地の寺社領をめぐる代官や百姓らは、そのような他者には代替しえない朱印寺社による対立解消に、反発しつつも実は期待し依存していた側面をもつ。

自然界と人間界との間を往復し続ける土地をめぐる動揺は、現代においてすら、信仰の感覚をもって対処すべき局面が残り続けていると思われる。徳川期の寺社領朱印状は、人間界を率いて自然界に対峙すべき最高権力者の名をもって、「懺悔」や「笹引」といった信仰儀礼も喚起しつつ、動揺や矛盾の原因となつてい土地を、人間同士の争いではなく自然からの割り取りすなわち開発の問題として、朱印寺社領という一定任意の土地に確定させる効力をもつ文書として、授受当事者以外の百姓の世界にも必要と

徳川寺社領朱印状の様式変遷と朱印地開発（斎藤）

され、広範に受容されていったのではなからうか。

注

- (1) 以下本稿では、判物、黒印状を含む総称としても用いる。なお徳川歴代將軍の寺社領朱印状は、先代以前の寺社領文書について、すべて「先判」と記載し、判物、朱印状、黒印状が混在していても区別していない。
- (2) 佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局、一九七一年）一七一〜七七二頁。
- (3) 上島有『中世アーカイブズ学序説』（思文閣出版、二〇一五年）とくに二四九頁。なお上島は、諸論考で文書様式記号を統一していないが、本稿では佐藤の文書様式記号に統一した。
- (4) 大野瑞男「領知判物・朱印状の古文書学的研究―寛文印知の政治史的意義（一）―」（『史料館研究紀要』一三、一九八一年）一四〜一五頁。
- (5) 藤井讓治『徳川將軍家領知宛行制の研究』（思文閣出版、二〇〇八年）とくに三八六頁。
- (6) 藤井前掲注5書、三三六頁、上島前掲注3書、三三四〜三三五、三四一頁など。
- (7) 近藤成一『鎌倉時代政治構造の研究』（校倉書房、二〇一六年）七五〜八九頁。
- (8) 富田正弘『中世公家政治文書論』（吉川弘文館、二〇一二年）三一六〜三一七、三二一〜三二三頁。
- (9) 原則として、家康発給分は中村孝也『徳川家康文書の研究』上巻、中巻、下巻之一（日本学術振興会、一九八〇年新訂版）、家綱発給分は国立史料館編『寛文朱印留』上下（同館、一九八〇年）を参照。秀忠、家光発給分は、藤井讓治（研究代表者）『徳川秀忠・徳川家光関係文書の基礎的研究』（科学研究費研究成果報告書、二〇〇〇年）などにより、

主要な既刊・未刊史料の収集に努めた。

- (10) 以上、法華寺領については、「甲斐国社記寺記」(『山梨県史料』一二)四六九頁、徳川義宣「新修徳川家康文書の研究」(徳川黎明会、一九八三年)九一頁を参照。
- (11) 谷口央「幕藩制成立期の社会政治史研究―検地と検地帳を中心に―」(校倉書房、二〇一四年)五五頁表3など参照。
- (12) 「成身院文書」(新編埼玉県史料編一八 中世・近世宗教)二〇〇頁。
- (13) (天正十八年)七月二十六日付、高力清長書状案(「帰源院文書」『改訂新編相州古文書』三二七―二七二頁)。
- (14) 『豊臣秀吉文書集』四三三九二、三三三九三号。
- (15) (天正十八年)八月二十二日付、山中長俊添状案(天正十九年)卯四月八日付、彦坂元正寺領手形案(いずれも「帰源院文書」『改訂新編相州古文書』三二七―二七二頁)。
- (16) (慶長四年)十二月一日付、彦坂元正返答状(「鶴岡八幡宮文書」和泉清司編『江戸幕府代官頭文書集成』文献出版、一九九九年、二五三頁、なお「改訂新編相州古文書二」の参照を指示するが、該当文書はみあたらない)。
- (17) (天正十八年)七月二十三日付、片桐直倫(且元)・早川長政連署状(「帰源院文書」『改訂新編相州古文書』三二七〇頁)。
- (18) 「祝聴草」(国立公文書館内閣文庫所蔵、黒田日出男「江戸幕府国絵図・郷帳管見(一)―慶長国絵図・郷帳について―」『歴史地理』九三巻二号、一九七七年、二〇―二二頁)。
- (19) 検地の概況は、堀江俊次・川名登「下総における近世初期徳川検地について」(『社会経済史学』二八―三、一九六三年)五〇―五五頁の一覧表、中野達哉「近世の検地と地域社会」(吉川弘文館、二〇〇五年)一二―一九、二八―三二、三八―四二頁の一覧表など参照。すべて朱印状との照合作業を行った。
- (20) 天正二十年三月付、日下部定好寺領書渡(「東国寺文書」、和泉清司「徳川幕府成立過程の基礎的研究」文献出版、一九九五年、一七四―一七五頁)、慶長三年四月八日付、大久保長安手代連署状(「鳳仙寺文書」か、「桐生市史 上巻」四四八頁、和泉同書、二一五頁)。
- (21) (文禄四年)未十二月二十六日付、大久保長安・伊奈忠次・彦坂元正等連署状三点(旧王禅寺村王禅寺所蔵)『新編武州古文書 上』三三二頁、一泉沢所蔵文書「和泉前掲注20書」一九七頁、「日吉神社文書」和泉前掲注20書、三四二―三四三頁)。
- (22) 豊橋市教育委員会他「普門寺旧境内―総合調査編―」(豊橋市埋蔵文化財調査報告書一四一、二〇一六年)一〇七頁。
- (23) 保垣孝幸「江戸近郊地域における「寺社領」の位置―近世「寺社領」論の前提として―」(竹内誠編「徳川幕府と巨都市江戸」東京堂出版、二〇〇三年)。
- (24) 『中世法制史料集』三、四七―四九頁。
- (25) 『豊臣秀吉文書集』四、三五四二号。
- (26) 大野前掲注4論文、一五頁。
- (27) 林晃弘「慶長七・八年付大和諸寺宛徳川家康判物・朱印状の発給年次」(『日本史研究』六〇二、二〇一二年)一七頁。
- (28) 「西角井家収集文書」(「諸国寺社朱印状集成」(埼玉県史料集)一〇四頁)。原本写真版も確認した。
- (29) 「西角井家収集文書」(「諸国寺社朱印状集成」(埼玉県史料集)一五四頁、徳川前掲注10書、三〇九―三一〇頁)。
- (30) 三鬼清一郎「織豊期の国家と秩序」(青史出版、二〇一二年)一一九、二七一、二九二頁。
- (31) 「豊川市菟足神社文書」(「小坂井町史 近世史料編 下巻」四八一頁)。
- (32) 寛文十一年四月「御検地ニ付被仰渡候覚書」(「税大資料昭五三―仙台―二〇七、多仁照廣「江戸幕府出羽国寛文検地條目について」『税務大学校論叢』一三、一九七九年、五三二頁)。
- (33) 「上郷地区行福寺所蔵資料」(「豊田市史七 資料上 近世」七六頁九号、五三四頁一二二号、「新修豊田市史八 資料編 近世II」五四五頁三九一―五五四頁四〇一―五五五頁四〇三号)。

- (34) 『清善寺文書』(重田正夫「御朱印寺社領の成立過程―武蔵国(埼玉県域)の場合―」『文書館紀要』一、埼玉県立文書館、一九八五年、一三頁)。
- (35) 斎藤夏来「家康の神格化と画像」(『日本史研究』五四五、二〇〇八年) 一一頁。
- (36) 『三河国寺社方并其外御朱印写』(静嘉堂文庫所蔵)。
- (37) 『三河国寺社方并其外御朱印写』(前掲注36)。
- (38) 大宮守友『近世の畿内と奈良奉行』(清文堂、二〇〇九年) 六六頁。
- (39) 林前掲注27論文、七〇九頁。
- (40) 林前掲注27論文、二〇頁。
- (41) 以上、「延暦寺文書」(中村前掲注9書、下巻之一、五五三頁、「西角井家収集文書」(『諸国寺社朱印状集成(埼玉県史料集六)』一五〇頁)。
- (42) 『三河国寺社方并其外御朱印写』(前掲注36)。
- (43) 『御当家令条』(中村前掲注9書、下巻之一、五九七頁、「御朱印留(天台)』(東京大学史料編纂所謄写本)。
- (44) 『久能山東照宮文書』(上島前掲注3書、三二六頁図版)。
- (45) 『御朱印留(天台)』(前掲注43)、「御代々御判物之写」(川越市中院文書、重田前掲注34論文、一九頁)。
- (46) 『御朱印留(天台)』(前掲注43)。
- (47) 『高橋地区龍田院所蔵資料』(『新修豊田市史八資料編 近世II』五三三頁三二二号)。
- (48) 延暦寺領は中村前掲注9書、下巻之一、五五二〜五五三頁、東寺領は『内閣文庫史籍叢刊八三』二〇四頁を参照。
- (49) 『熱田神宮文書 千秋家文書 上巻』六三〜六六頁。
- (50) 以上、「三河国寺社方并其外御朱印写」(前掲注36)。
- (51) 谷口前掲注11書、一九〇〜一九四頁。
- (52) 『三河国寺社方并其外御朱印写』(前掲注36)。
- (53) 『青山家記一』(『猿投神社近世史料統(豊田市文化財叢書一六)』四四三頁)。
- (54) 『安永九年故事記』(『猿投神社近世史料(豊田市文化財叢書一四)』二三頁)。
- (55) 『御朱印御改一件担』(『猿投神社近世史料(豊田市文化財叢書一四)』二五五頁)。
- (56) 『御朱印頂戴記録』(『猿投神社近世史料統(豊田市文化財叢書一六)』七二三頁)。
- (57) 『個人蔵』(『愛知県史 資料編一九 近世五 東三河』六四五頁四八九号)。
- (58) 山口啓二「村ひとたちがとらえた神仏」(『東松山市の歴史』中巻、第二章第三節、一九八五年) 四三〇〜四三三頁。
- (59) 安政二年十二月付、須美村役人願書(『正顕寺文書』『新修西尾市史料編三 近世一』掲載候補史料)。
- (60) 『御触書寛保集成』六九五号。
- (61) 『甲斐国社記寺記』(『山梨県史料 一二』四六〇頁)。
- (62) 『御朱印留(天台)』(前掲注43)。
- (63) 『久能山東照宮文書』(上島前掲注3書、三二七頁図版)。
- (64) 『般若寺文書』(『静岡県史料 四』八五頁)。
- (65) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊八三』二四頁。
- (66) この点、多くの検討があるが、先駆的、包括的なものとして、重田前掲注34論文のみを掲げておく。
- (67) 『市川家文書』(重田前掲注34論文、二六頁、和泉前掲注20書、一八七頁、九五〇頁、『新編埼玉県史資料編一八 中世・近世宗教』七二五頁)。
- (68) 『市川家文書』(重田前掲注34論文、二七頁、『新編埼玉県史資料編一八 中世・近世宗教』七一八頁)。
- (69) 『柳本西組旧蔵文書』(『改訂天理市史 史料編一』二五二頁)。なお、畑田善雄『幕藩権力と寺院・門跡』(思文閣出版、二〇〇三年) 三一〜三二頁、大宮前掲注38書、二三五頁に関連する検討がある。
- (70) 廣瀬史彦『近世東三河における領主と寺と村―三河国八名郡宇利村・曹洞宗慈廣寺を事例として―』(『駒澤大学史学論集』二八、一九九四年) 七九〜八〇頁。

- (71) 「西尾市花岳寺文書」(『愛知県史 資料編二 領主』六九五頁三五三
号)。
- (72) 「西尾市花岳寺文書」(『新修西尾市史 資料編三 近世』掲載候補史料)。
- (73) 「足助地区小出家資料」(『松平地区妙昌寺資料』、『新修豊田市史九 資料
編 近世Ⅲ』五一七頁三二八号、五一九頁三三九号、五二二頁三三〇号)。
- (74) 「瀬戸市雲興寺資料」(『新修豊田市史八 資料編 近世Ⅱ』五三九頁三八
九号)。
- (75) 「篠引」については、峰岸純夫『中世社会の一揆と宗教』(吉川弘文館、
二〇〇八年)第六章「篠を引く」を参照。
- (76) 松本和明「出羽国村山郡山口村における文久期山論と宝幢寺―寺領の問
題を中心に―」(『関西学院大学人文論究』六八、二〇一八年)三七、四
四、四七頁。
- (77) 天保三年十月「御国高廻村記録」(隣松寺文書、未刊)。

キーワード：江戸幕府、寺社、朱印状、開発

Abstract

Vermilion Seal Land-grant Deeds:
From Temples and Shrines to Reclamation Projects

SAITO Natsuki

All through the Tokugawa period beginning in the 17th century, the shogunate issued thousands of vermilion-seal land-grant deeds (*shuinjo*) confirming shrines and temples in possession of land holdings that were often very modest in scale. Here we will consider what accounted for the large number of *shuinjo* issued by the bakufu during this period. There have been many types of public documents relating to private land holding since the demise of the *ritsuryo* land system, but the vermilion-seal *shuinjo* used for recognizing temple and shrine lands were not predicated on a transaction between parties. If we take a closer look at how *shuinjo* evolved, it is clear that these deeds affected the lives and relations of many people who were not actual recipients of the documents. Initially, *shuinjo* were issued to retainers who became vassals of Toyotomi Hideyoshi, then Ieyasu's son Hidetada received a vermilion-seal document when he succeeded his father to become the next shogun. But vermilion-seal *shuinjo* were far more commonly used in resolving land disputes involving small parcels of land that were developed as part of religious activities. Many of these *shuinjo* land-grant deeds were issued to convey title to lands that were opened up or returned to arable following the devastating Kan'ei famine of 1641.

Indeed, *shuinjo* were issued by the Bakufu to help settle disputes over developed land between local farmers, who were not necessarily the recipients of the *shuinjo*, by declaring that the land is property of temples and shrines.

Keywords: TOKUGAWA shogunate (bakufu), Temples and shrines, Vermilion seal land-grant deeds, Reclamation projects